

**県内観光消費喚起周遊キャンペーン
「やまぐちのナゾさんぽ3」実施業務委託仕様書**

1 業務委託の名称

県内観光消費喚起周遊キャンペーン「やまぐちのナゾさんぽ3」実施業務

2 業務の目的

県内の観光消費単価の向上を図るため、令和4年度、令和5年度に実施した「やまぐちのナゾさんぽ」を令和6年度においても実施し、①一定地域での滞在時間の延伸や②現地での消費喚起の促進等につながる参加型周遊イベント等を県内19市町及び津和野町で実施する。

3 業務実施場所

山口県内全域及び津和野町

4 業務の期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

5 業務の概要

以下の業務を実施する。

- (1) 事務局の設置
- (2) 参加型周遊キャンペーン「やまぐちのナゾさんぽ3」の実施
- (3) 20市町（県内19市町及び津和野町）の飲食店等店舗情報の紹介
- (4) (3)の店舗で使えるデジタルクーポンの発行
- (5) 参加者のSNS等による企画拡散
- (6) その他本事業の目的に沿った企画（※提案は任意）
- (7) パンフレットの制作、印刷及び配布
- (8) アンケートの実施
- (9) 広報の実施

※(2)(3)は、1冊のパンフレット(7)にまとめる

※(4)は(7)に掲載されたQRコードを読み込み取得できるデジタルクーポン

※(6)の提案は任意であるが、本企画への参加者増や消費行動の促進につながる企画があれば積極的に提案すること

6 委託業務内容

(1) 事務局の設置

本業務の運営にあたり、円滑に事業を遂行するため、観光連盟と十分に調整の上、業務全般を一元的に管理する事務局本部を設置し、以下（2）～（9）の事業を適正かつ確実に実施すること。

また、関係施設等や参加者等の問い合わせ窓口（コールセンター）を設置すること。

(2) 参加型周遊キャンペーン「やまぐちのナゾさんぽ3」の実施

ア 参加型周遊キャンペーンの企画立案・実施

(ア) 名 称

やまぐちのナゾさんぽ3

(イ) 周遊イベント実施期間

令和6年7月13日（土）～令和7年1月31日（金）

(ウ) キャンペーンコースの設置

20コース（県内19市町及び津和野町に1コースずつ）

※キャンペーンコースは、観光連盟及び各市町観光担当部署と調整すること（市町調整先の名簿は県から提供する）

※実施において、市町及び関係施設等との連絡調整を行うこと（周遊キャンペーン実施方法の説明等も含む）

(エ) 企画立案

次の事に留意のうえ、企画すること。

○各市町での滞在時間を延ばすため、謎解きや宝探し等の企画に参加させながらコースを周遊する仕組みとすること

○20市町に各1コース設定すること

○主要ターゲットは女性（20～50代）であるが、幅広い年代（大学生、高齢者や子供、スマートフォンを持っていない方など）や子供連れ家族楽しみながら参加できる企画とすること

○県内を周遊し、複数のコースを達成したくなる工夫（企画）を凝らすこと

○1コースにチャレンジする際の移動手段に車を利用する可能性がある場合には、道幅の考慮、駐車場の有無や場所等にも十分配慮すること

イ 賞品準備

- 賞品の提案をすること（賞品予算の目安：500千円程度）
- 山口県らしい賞品を選定すること
- 賞品の発送は、令和7年2月末日までに終了すること
- ※宿泊券等で、利用期間が来年度に持ち越すものは不可
- ※景品表示法に留意のうえ、提案すること

ウ 賞品発送業務

- (ア) 抽選及び賞品の発送を行うこと
- (イ) 応募者からの問い合わせ等の対応を行うこと
- (ウ) その他、抽選及び賞品に関する全ての業務を行うこと

エ 各種集計業務（途中経過・最終）

- (ア) 各コース（各市町）ごとの達成者数
- (イ) 達成したコース数のそれぞれの人数（1～20コース）
- (ウ) 賞品応募者の集計（年齢・性別・地域等）

〈途中経過報告〉

- 10月末時点
- 報告期限：11月15日（金）

オ その他周遊イベントに関する全ての業務

（3）20市町の飲食店等店舗情報の紹介

県内の観光消費単価向上（消費行動の促進）のため、パンフレット内において20市町の魅力的な店舗等それぞれ複数紹介すること。

- 主要ターゲット（20～50代女性）のニーズ（興味を惹く）にあった店舗等を紹介すること
- 〈例〉ニューオープンの飲食店、カフェ、ベーカリー、スイーツ店、土産物店、小物雑貨店、友達や家族で楽しめる温泉施設や体験施設など
- 定番の店舗のみを紹介するのではなく、地域の口コミ等リサーチし、ホットな情報や時期に合った旬な情報、主要ターゲットが好むような素材を中心に掲載すること

（4）デジタルクーポンの発行

- 上記（3）で紹介している店舗等で使えるお得なデジタルクーポンの発行
- クーポンは（3）の紹介店舗の協賛（費用負担）で実施する
 - 高価なクーポンを求めるものではなく、100円割引やコーヒーサービスなど店舗側の負担にならないようなサービス等とする

○家族でキャンペーンを楽しめるよう、こども向け・家族向けのクーポンを設定すること

○利用者がデジタルクーポンを取得する際には、以下の情報を取得できる仕組みにすること

- ・居住地
- ・年代
- ・性別
- ・来店人数
- ・誰と訪れたか
- ・本企画を知ったきっかけ（パンフレット、ポスター、ホームページ、口コミ、情報誌 …など）
- ・本企画（周遊イベントやデジタルクーポン）への意見
- ・どこの地域に居住している方がどこの地域を訪れているか（※利用者情報から分析）

※その他取得可能なデータがあれば提案すること

○上記で得た利用者情報を毎月末日締め翌月10日頃までに集計し、報告すること

○クーポンの提供をいただく店舗等には、本企画終了後、協賛のお礼（メリット）として利用者情報（顧客の属性等）をフィードバックすること

【デジタルクーポンの仕組み（想定）】

取得方法	パンフレット上のQRコードを読み取り、各店舗で利用可能なクーポンを取得 【取得時に以下の質問への回答を必要とする】 ○回答必須（選択制）…居住地、年代、性別、来店人数 本企画を知ったきっかけ ○回答任意（選択制）…誰と訪れるか（1人、夫婦、家族、友達、その他等） ○自由記入欄（任意）…本企画（イベント・デジタルクーポン）への意見等 <u>※その他取得可能なデータがあれば提案すること（※任意）</u>
利用方法	① 店舗においてクーポンが表示されたスマホ画面を提示 ② 店舗スタッフ確認後、各自が「確認ボタン」を押すことで利用実績としてカウント

（5）参加者のSNS等による本企画の拡散

本企画への参加者（利用者）がSNS等の手段を使い、情報を拡散するような企画（仕組み）を提案すること（参加型周遊イベントやお店情報の拡散）。

(6) その他本事業の目的に沿った企画（※提案は任意）

「参加型周遊イベント」「店舗情報の紹介」「デジタルクーポン」のほか、
本企画への参加者増や消費行動の促進につながる企画があれば提案すること。

(7) パンフレットの制作、印刷及び配布

次の条件をもとにパンフレットを制作（デザイン含む）し、配布すること。

ア 制作部数

45,000 部以上（最低部数 45,000 部）

イ 仕 様

- ・ サイズ A5 判
- ・ 紙 質 提案すること

【注】提案書提出時に使用する紙もあわせて提出

- ・ ページ数 提案すること（※現時点で予想する大体のページ数）
- ・ 印 刷 両面フルカラー印刷
- ・ 校 正 2回以上（※その他、印刷前に色校正を行うこと）

ウ 掲載内容

(ア) 周遊キャンペーンの紹介

参加方法、賞品の紹介、応募方法 等

(イ) 周遊キャンペーン各コースの紹介

※画像の入手や関係施設の情報等確認作業も受託事業者で行う

(ウ) 20市町の飲食店等店舗情報の紹介

※画像の入手や施設の情報等確認作業も受託事業者で行う

(エ) デジタルクーポン取得のためのQRコード

(オ) SNSを活用した本企画拡散のための企画紹介

(カ) その他提案分（任意）

(キ) 賞品応募はがき

※郵送先は受託事業者とする

エ デザイン

○主要ターゲットを意識したデザイン

○工夫を凝らしたパンフレットであるとなお良い（※任意の提案）

〈例〉 ・御朱印帳のような特別感のあるパンフレット

・自分でカスタマイズできる（思い出の一冊になる）パンフレットなど

オ 配布先（※想定）

市町、観光案内所、周遊イベント関連施設、道の駅、空港、パンフレット内で紹介した店舗等

（8）アンケートの実施

周遊イベント参加者に対しアンケートを実施し、集計すること。

なお、アンケートの項目は以下を必須項目とする。

- ・氏名、住所、性別、年代、電話番号
- ・希望する賞品
- ・誰と参加したか
- ・何人で参加したか（アンケート回答者含める）
- ・イベントを知ったきっかけ
- ・合計で何日参加したか
- ・周遊イベントのほか楽しんだこと
(観光、食事、温泉、体験、宿泊、買い物、その他)
- ・イベント参加中、いくらぐらい出費したか
- ・意見や感想（自由記入）

（9）広報の実施

○本企画を広く周知するため、開催前及び開催中の効果的な広報を提案・実施すること

〈例〉ポスター、のぼり、情報誌やチラシ等への広告など

○主要ターゲットを意識した広報を実施すること

※広報地域は県内を想定している

7 予算限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

8 成果物

本業務を完了したときは、本業務の成果に関する下記を遅滞なく委託者に提出すること。

- (1)業務終了報告書 2部
- (2)当該業務の遂行過程で取得、作成した資料等
- (3)当該業務の遂行過程で制作したもの

9 留意事項

- 委託者の判断により、本業務を中止することとした場合は、中止が決定した日までに実施した業務（業務実施にかかる準備含む）を本委託業務の内容とし、その業務内容に要した経費を委託費とする。
- 具体的な業務の実施方法及び本仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が協議の上、決定するものとする。
- 業務内容は、委託者・受託者の協議により追加、修正、削除することがある。
- 今回の業務委託により制作される成果物の著作権、所有権、その他の一切の権利は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。
- 業務の実施に当たり、著作権、肖像権等に関して権利者の商談が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。